

伊勢曆

三日きのえね、ひらく、	三日きのえね、ひらく、	三日きのえね、ひらく、	三日きのえね、ひらく、
四日きのとのうし、とづ、	四日きのとのうし、とづ、	四日きのとのうし、とづ、	四日きのとのうし、とづ、
五日ひのえとら、たつ、	五日ひのえとら、たつ、	五日ひのえとら、たつ、	五日ひのえとら、たつ、
六日ひのとのう、のぞく、	六日ひのとのう、のぞく、	六日ひのとのう、のぞく、	六日ひのとのう、のぞく、
火	金	火	金
神よし	神よし	神よし	神よし
げんぶく、ものたちよし、	りき、井ほりよし、あ	ちいみ、きこ、ものたちよし、	あきなひはじめ、かへ
			もんはじめ、万よし、

〔俗神道大意〕伊勢曆ノ出處ハ、毎年祭主藤浪家ヨリ、朝廷へ御奏達アツテ、土御門家ノ曆ヲ寫本
 デ申ウケ、夫ヲ伊勢デ板行ニ致ス事デ、右曆師ハ宇治ニ居テ、佐藤伊織ト申スガ實ハ町人デ、紙屋
 茂兵衛ト申シテ、コレハ藤浪家ノ御家來分デ、御由緒モアル家柄ダト申ス事デ、外宮ニハ曆屋五
 軒モアル、尤モ古來ノ曆ハ、口ノ所へ鯨ノ圖ナドヲカキ、頭書ニ、傳曆抄ナド、書タルモ有テ、實ハ
 埒モナイモノデアツタ事ヂヤ、

〔賀茂家文書〕杉大夫事、爲御博士、他國陰陽師於御領中出入之時、無其屈面々者、爲杉大夫計申懸之
 旨御存知候、被任先例之由可被申聞候也、謹言、

天文十四九月十三日

花押

大宮大どのへ

從先御代、當國勢○伊曆之儀、爲御恩、杉大夫出置候段御存知候、然上者、自他國曆御停止候、至有商賣
 仕面々者、雖爲何之族、堅可被申付候、此旨杉大夫ニ可被申聞候由所候也、恐々謹言、

天正元十二月五日

□□花押

朴木下野守殿

〔師友雜錄〕天和四子年、桑山下野守政殿○貞殿替岡部覺左衛門殿任駿河守正達
 一改曆之儀未相極候故、從四方御公儀江御訴訟申上候、然處頃日何方より近日無名之曆作出し
 候を買取、旦那廻りの土産に用候師職有之様に風聞候、若必定に於ては、不心得千萬に候、自然及